（公印省略）

神健保医第1128号-3

令和３年10月15日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

新型コロナウイルス感染症に係る検査並びにワクチン及び治療薬の

治験体制整備のための医療法上の取扱いについて（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年10月４日付厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課、研究開発振興課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡　別添のとおり

２　概要

新型コロナウイルス感染症に係る検査（以下「コロナ検査」という。）並びにワクチン及び治療薬に係る治験の経過観察（ワクチン及び治療薬の投与から一定の期間が経過した後に行う、血液検査、尿検査等をいう。以下「経過観察」という。）の巡回診療は、「巡回診療の医療法上の取扱いについて」（昭和37年６月20日医発第554号厚生省医務局長通知）の対象として、以下のとおり取り扱って差し支えないこととされた。

なお、この取扱いについては、新型コロナウイルス感染症対応を図る上での臨時的・特例的なものであることに御留意ください。

(1)　巡回診療の実施計画は、事後的に提出することができる

(2)　患者が看護師等といる場合のオンライン診療の形で、経過観察を巡回診療として実施する際は、「各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者」は不要とすることができる（オンライン診療の実施に当たっては本通知の留意点を御確認ください）

(3)　コロナ検査及び経過観察のために新たに診療所を一時的に開設する場合において、所管の都道府県知事等の確認を受けた際は、事後的な手続とすることができる

(4)　コロナ検査又は経過観察を実施するため、現に運営する医療機関の診療時間及び診療日を一時的に変更する場合は、変更届は提出しないことができる

(5)　コロナ検査又は経過観察のための構造設備等の変更については、事後的な手続とすることができる

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: [imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp)